

農業振興地域制度について

○農業振興地域制度

優良な農地を確保・保全するため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施する制度です。

長期にわたって総合的に農業の振興を図る地域として京都府知事が指定する「農業振興地域」（亀岡市：約 5,454ha）の中で、市町村単位で「農業振興地域整備計画」を策定しています。

○農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画は、相当長期にわたり（おおむね 10 年以上）農業上の利用を確保すべき土地と施策について様々なことを定めています。

その中でも、「農用地として利用すべき土地の区域と用途区分」を定めた農用地利用計画は最も問い合わせの多い項目です。

○農用地利用計画

集団的な優良農地を将来にわたり保全するため、「農用地」として利用すべき農地を地番単位で指定したものです。一般的には「農振農用地」と呼ばれます。

農振農用地に指定された農地は、原則として農地転用が認められず、農業上の用途以外（宅地等）での利用が厳しく制限されます。

一方で、国の補助事業の受益地となったり、税制上の優遇措置が受けられるなど、農振農用地に指定されるメリットも存在します。

○農業振興地域整備計画の管理方法

農業振興地域整備計画はおおむね 10 年間を見越した農業振興に係る基本計画として策定しているものですが、定期的に見直しを行っています。見直しの手法として「特別管理」と「一般管理」の 2 種類があります。

◆特別管理

おおむね 5 年ごとに実施する基礎調査の結果や社会経済情勢の変動などを踏まえ計画全体を見直します。原則として計画の変更はこの特別管理以外では認められません。

◆一般管理

次回の特別管理を待たず早急に農振農用地の変更を実施しなければならない緊急性がある案件のみ年 2 回受付しています。

農業振興地域及び農用地区域の概念図



農用地区域に定める土地（法第10条第3項）

① 10ha以上の集団的農用地



② 土地改良事業の対象地



③ 農業用施設用地

（2ha以上のもの又は①、②に隣接するもの）



④ 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地



果樹団地



棚田



農用地区域内の土地の用途区分（法第10条第3項、規則4条の2）

① 農地



② 採草放牧地



③ 混牧林地



④ 農業用施設用地

